

招 集 年 月 日 令和8年3月12日（木）

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀川 友久	○	2	坂本 史	○	3	山本 俊二	○
4	濱田 圭介	○	5	安岡 公子	○	6	西笛 千代子	○
7	岡村 俊彰	○				9	岡村 星弥	○
10	仙頭 一貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	教 育 長	山内 將利
総 務 課 長	長崎 寛司	会 計 管 理 者	高松 千恵	健康福祉課長	荒井 祐輔
産業振興課長	吉永 卓史	土 木 環 境 課 長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教 育 次 長	佐藤 大輔	総務課長補佐	手島 真由美	健康福祉課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	松井 久美	健康福祉課長補佐	小松 司沙	産業振興課長補佐	常光 紘正
土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和8年3月12日（木）

[9:00 開会]

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和8年第1回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、一般質問を行います。届け出順に、順次発言を許します。

9番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

おはようございます。9番岡村星弥です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

本定例会は新年度予算を審議する大変重要な議会であります。去る10日、村長より令和8年度の施政方針並びに主要施策の説明がありました。提出された予算を拝見し、村長はじめ執行部の皆さまが村政の課題解決に強い決意を持って臨まれていることは、十分拝察するところであります。村民の暮らしを支えるために日々尽力されているその職務に対し敬意を表した上で、さらなる村政発展に向けた議論を深めるべく質問に入らせていただきます。

本日は、本村の基幹産業である農業の観点から大きく2点について質問させていただきます。一つ目は、農業経営の安定化と持続可能な農業支援であります。二つ目は、湛水防除事業による農地防災と住民の安全確保についてであります。

本村は、ナスやピーマンを中心とした施設園芸をはじめ、畑作や花卉など、多様な農業が営まれており、全国でも有数の農業地域であります。農業は本村の経済と地域を支える極めて重要な産業であり、農業立村としての誇りこそが本村の活力の源泉であると確信しております。

施政方針では、ピーマン選果機的能力増強や、近年の猛暑に対応する園芸品目高温対策事業など、現場の課題に応える施策が示されております。また、燃料タンク流出防止対策や、ふるさと納税返礼品としても着実に定着している芸西米ブランドのさらなる確立など、農業経営を支える取り組みも継続して計画されております。

しかしながら、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、燃料費や肥料・資材費の高騰が続く中で、経営への不安を抱える農家も少なくありません。

そこで、産業振興課長に伺います。本村として、施設園芸・露地栽培・畑作など品目や規模を問わず、農家の経営安定に向けて、現在どのような施策を講じているのか、その具体的な取り組みについてお聞かせください。

次に、和食川下流域の湛水防除事業について、土木環境課長に伺います。安定した農業を支えるためには、農地の防災対策が不可欠であります。高知県では、2025年11月以降の降水量が極端に少なく、渇水対策本部が27年ぶりに設置される事態となっております。本村でも同様に雨量が少ない状況が続いておりますが、近年の豪雨の激甚化傾向を考えれば、浸水対策の強化は引き続き重要な課題であります。

新年度予算では、湛水防除事業に関する調査設計費の負担金が計上されています。この事業は、農地の防災だけでなく、住民の安全確保にもつながる重要な取り組みであります。住民説明会以降の現在の進捗状況、そして今後の見通しについて伺います。併せて、県営事業として進められている中で、村としてどのように県と連携し、事業の実効性を確保していくお考えなのかお聞かせください。

○ 仙頭 一貴 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。岡村星弥議員のご質問について、担当課としてお答えいたします。

販売農家のほとんどが専業として施設園芸を行っている当村では、施設園芸産地の維持・発展に資する取り組みに重きを置いて支援してきました。補助支援に対する考え方は、基本的には国・県の補助事業を活用し、その事業の政策目的に沿って支援をしていますが、村が費用を負担することで幅広く大きい効果が期待できると判断される場合は、金額の上乗せや高い補助率などを設定し、さらに支援しております。

来年度計上しております予算の中で例を挙げますと、農業振興費の補助金では、新規就農サポート促進事業、園芸用ハウス等リノベーション事業、環境負荷軽減事業、集出荷場高度化整備支援、流出防止燃料タンク事業、農業振興総合補助金、芸西米ブランド確立支援事業、農業制度資金利子補給などが、村独自または上乗せをしている支援となります。

そのほかの補助事業においても、国や県の制度に村の負担を合わせており、経営発展や経営改善に取り組みたいと考える農業者の相談や要望にも柔軟に対応しながら支援しております。

また、担い手確保の観点で言えば、本村の指導農業士の協力のおかげで、就農希望者への研修制度へ早くから取り組み、新規就農へのハードルを下げております。新たに将来の農業担い手として募集した地域おこし協力隊は、昨年4月に1名着任しました。指導農業士のもとで活動を通じて学んでおり、地域の将来を担うものとして期待しております。

村単独で取り組む支援事業の数は多くないかもしれませんが、多くの農業者が施設園芸で品目も集約されていることから、幅広く効果的な支援ができると考えております。

またコロナ禍以降、緊急対策と称して臨時的に交付金などで財源が確保される場合においては、その趣旨目的に沿って役場内で活用方法を検討しており、農業分野としては、花卉農家支援や施設園芸燃料高騰対策、肥料価格高騰対策など、村独自の支援を行っております。

そのほかの露地作物や畑作を専業で経営する農業者は村内では少なく、施設園芸の補完品目として耕作しているケースが多く規模も大きくありません。そうした農業者に向けた支援は多くありませんが、国・県の制度などを模索し、制度の目的に沿った取り組みが可能な事業があれば案内してまいります。個々の農業者で目的や考え方も違いますので、個別に相談やご要望をお聞きし、支援につなげてまいりたいと考えております。

○ 仙頭 一貴 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。岡村星弥議員の湛水防除事業に関しまして、土木環境課からお答えさせていただきます。

令和4年、令和5年の豪雨では、既存の排水ポンプの全てが運転したにもかかわらず、2年続けてハウスが浸水したこともあり、農家や村議会からは、排水ポンプの増強や増設につきまして強いご要望があることは承知しております。

和食川の下流域の流域治水は、従来から村の重要課題でもあり、排水ポンプの増設などを行う湛水防除事業は、非常に重要な事業であると認識しております。

これまでの取り組みとしまして、昨年5月には、村長、議長が農業振興部長を訪問しまして、排水ポンプの増設などの要望活動を行いました。8月には、農業振興センターと共同で和食川下流域の農家の皆さまに対し、事業内容の説明会を開催しました。また、本年2月には、村長が農林水産省職員との意見交換の際に、排水ポンプの増設の要望活動を行っております。

事業主体であります高知県安芸農業振興センターからは、排水ポンプの増設や新たな排水機場の設置など、新たな湛水対策の計画が県営湛水防除事業により令和8年度から始まるというふうにご伺っております。

村としまして、今後も安芸農業振興センターと定期的な情報交換を行うなど、協力・連携しながら、湛水防除事業が円滑に進むよう取り組んでまいります。

また、たびたびハウスが浸水する農家にとりまして、事業の進捗は深い関心事であることは承知しておりますので、具体的な説明ができる状況になりましたら、高知県安芸農業振興センターや、和食川下流域にあります地域資源保全協議会などの団体などと協議しまして、説明会の開催などを検討したいというふうに考えております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
9 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

再質問させていただきます。先ほどの課長のご答弁により、現在の取り組みについて理解いたしました。本村が農業振興に力を入れ、多くの施策が取り組まれていることは、今回の予算からも十分に伝わってきます。

しかし一方で、現場では農業従事者の減少という大きな課題がございます。施政方針では、担い手育成センターでの研修や、地域おこし協力隊による支援、ワーキングホリデーの受入れなど、新規就農に向けた取り組みが示されています。それでもなお、本村の販売農家数は、先ほど担当課長のご答弁にもあったかと思いますが、少し減少に向かい、この10年余りで約1割が減少しているとされております。高齢化による離農や後継者不足は農業だけでなく、地域コミュニティの維持にも関わる重要な課題でございます。

そこで改めて産業振興課長に伺います。本村においてさまざまな施策に取り組まれている中で、農家数の減少が続いている要因をどのように分析されておりますでしょうか。また、現行の支援策では対応が難しい課題があるとするれば、それはどのように認識しているのか、見解をお聞かせください。

○ 仙頭 一貴 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

岡村星弥議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、販売農家数は減少しております。それは当村だけのことではなく全国的なことで、人口減少の問題はどこの地方でも、ほかの産業分野でも起きている問題と捉えています。

幾つか原因が考えられますが、その主な要因は、高齢化や後継者不足によることと考えております。平均年齢が年々上昇する一方で、若い世代の農家離れが進んでおり、家族経営が中心のため、後継ぎがいないと廃業を余儀なくされます。また、農地が多い地方ほど人口減少、高齢化が激しく、人材確保の面でも都会には勝てない状況です。

当村の農業従事者の平均年齢は県内でも最も若く、意欲ある農業者が多くいらっしゃいます。また、確立された施設園芸により、県内の1戸農家当たりの農業産出額は県内でもトップクラスであります。農業だけで生計が成り立つ園芸農業を強みとして、就農を目指す方に向けたアピールをしています。思うように担い手確保は進んでいないのが現状です。

国の制度では、新規就農者への給付金を支給するような手厚い制度などを創設し、他の分野と比較しても農業に対する支援は手厚いとの声も聞かれますが、全国的に見ても農業者の人口は減少し続けており、大変困難な課題と捉えています。

人口減少に歯止めがかからない現状では、新規就農者の確保につながる支援とともに、産地の規模、面積を減らすことのないように、規模拡大や省力化・効率化が図れる新技術の導入など、現状の農家が営農継続できる取り組みを行い、人口が減っていく中でも耕作する面積が維持できるような支援が必要と考えています。

補助事業に対する考え方は先ほど述べましたが、国や県の支援制度に必要なに応じて村が上乘せなどの措置を講じることが基本と考えるところです。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
9 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

再々質問させていただきます。先ほどの産業振興課長の答弁、そして最初の土木環境課長の答弁を踏まえ、次に村長に伺います。

新年度予算では、選果機整備や高温対策、新規就農支援など、農業の将来を見据えた施策が数多く盛り込まれております。これは非常に重要な取り組みであると感じております。

しかし、その土台となるのは、今まさに現場で農業を支えておられる農家の皆さまがあるからであります。現役世代の農家が、あしたも農業を続けようと思える環境がなければ、どれほど将来の計画を立てても実現が難しいと考えます。

そこで、これまでの取り組みを踏まえた上で、今後の農業振興を考えたとき、さらに一步踏み込んだ取り組みも必要ではないかと考えます。例えば、先ほど産業振興課長からもありましたが、国や県の制度ももちろん必要ではありますが、それだけではなく、村独自の柔軟な農業支援を拡充することも一つの方向ではないでしょうか。

今回、芸西ブランド米の確立に向けた支援が継続して予算化されております。ふるさと納税の返礼品として評価の高いこの成功事例をほかの品目にも広げ、農家の所得向上につなげていくことも重要であると考えます。

また、湛水防除事業については、現場では、「排水ポンプの整備をしても、河口の砂で閉塞すれば効果が十分に発揮されない」などの声も聞かれます。和食川の治水は、ダム・導流堤・排水ポンプ、そして日々の維持管理が一体となって初めて機能するものだと考えます。

令和8年度という新しい年度を迎えるに当たり、本村が農業立村としての地域を守り、地域経済を支えていくためには、農業の安定が何より重要であると感じます。既存の農家が誇りを持って農業を続け、さらに若い世代がこの村で農業がやりたいと思える環境づくりに向けて、今後どのような展望を持ち、どのような思いで本村の農業振興に取り組んでいかれるのか、村長の見解を伺い、私の質問を終わります。

○ 仙頭 一貴 議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

おはようございます。岡村星弥議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今後の芸西農業の振興に関するご質問についてですが、農業経営におきまして近年、農業資材・肥料・燃料等が高騰していることは皆さんご承知のとおりであり、私も同じ認識であります。そのため経営の厳しさを増しているものと考えており、基幹産業である農業の振興のためには、村としてできる対策は進めていく必要があります。

令和8年度当初予算の農業振興費の補助金では、先ほどの議員のご質問にもありましたが、3億2600万余りを計上し、ビニールハウスの建設や改修、設備の高度化、新規就農者への支援、農地の保全等への補助により農家への幅広い支援を行っているところでございます。

また、令和8年度の新規事業といたしまして、JA集出荷場の選果機の導入補助や、農地の浸水被害軽減のための排水機場整備についても進めていくこととしております。

今後の芸西村の長期的な農業の振興のためには、作物の収量増加や品質の向上・単価向上への取り組み、また、施設整備や農業基盤整備の促進等により、農業所得向上への支援や、効率的に安心して営農活動ができる環境整備を進める必要があると考えており、その部分につきましては、現在も積極的に予算を投入しており、今後も継続していく必要があると考えているところでございます。

また、農家戸数の減少につきましては、農家の高齢化が進み、社会全体において生産年齢人口が減少している現実からしますと、今後もその傾向は続くと思われ、一定の農家戸数の減少は許容するしかないものと考えております。しかし、高齢で家族経営の農家が、後継者のいない場合にどのようにその農地・施設を次の世代に引き継いでいくかということを考えた場合に、芸西村の強い農業を維持していくためには、農業に興味のある新規就農者につないでいく、あるいは意欲のある法人農家や大規模農家等へつなぎ、大規模かつ効率的な農業経営を目指していく必要があると考えており、現在、その取り組みについても力を入れている

ところでございます。

また、具体的な支援策の面で申しますと、村単独の補助メニューもありますが、財源には限りがありますので、より効果的な事業を進めるためには、国や県の補助事業を活用した重点的な投資が必要であると考えております。現代では、設備の自動化やデジタル技術の活用など新たな栽培技術等の向上もあり、農家の皆さまからの要望も多様化しております。

また、それらの要望に対応するように国や県でも、多種多様な補助メニューが用意されておりますので、農家の皆さまが活用できるよう、要望には可能な限り応え、村での予算化や村の予算の継ぎ足しなども含めまして、農家の方々が真に必要とする事業内容を支援することで、今後も村の農業が発展していくよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、農地の冠水被害に関する湛水防除事業についてですが、最終的な事業内容、事業規模は確定はしていませんが、かなりの規模での事業の要望となっております。そして、その事業効果に大いに期待しているところです。

芸西村といたしましても、事業の推進に向けまして全面的に連携、協力していく思いであり、国への働きかけも含めまして、私としましても、できる限りの努力をしてまいり所存でございます。

また、和食川河口の問題につきましても、これまで長く関わってきた経過がございますが、導流堤内部に砂がたまり、和食川の水が排水できなくなることが大きな問題であり、この問題につきましても、日頃から砂の堆積状況を確認して、上部まで詰まっている場合には水門を閉めて内水位を上げて内部の砂を流す、いわゆるフラッシュという作業を行っております。また、フラッシュできないくらいたまった場合には、ブルドーザーによって内部の砂を取り除く作業も行っております。

そして、現在ではブルドーザーで作業できないことも考慮して、村の和食排水機場の排水を導流堤内部に注入して砂を流す設備も県により整備していただき完成をいたしました。ここ数年、砂が大きく詰まることがないため、この設備は、まだ本格的な運用を行っておりませんが、うまく運用できると大きな効果があるものと期待しております。

また、和食ダムも完成し、その治水効果にも大いに期待しております。和食川河口の問題もこれまでの状況を踏まえ、数々の要望を行ってきて、県においても対策を講じていただいているところであります。これまでも個人的なご意見や対策方法など、いろいろとお聞きをしてきましたが、現状でのできる対策を行っており、今後、効果的な運用に力を入れる必要があると考えております。

農地の冠水被害の軽減・防止のためには、今後進めていく計画の湛水防除事業の規模が、現状の施設と比較してもはるかに大きな計画であり、大きな事業効果が見込めます。この事業を着実に進めていくことが現状では最も重要であると考えております。

農業は芸西村の基幹産業であり、多くの農家の皆さまが安心して農業ができる環境整備は、村の最重要課題の一つであります。事業が順調に進めばかなりの予算も必要となりますが、何ともしも取り組みを進めたいと考えております。事業の実施に当たりましては、予算の確保や多くの農家の皆さまのご理解とご協力が必要となりますので、議員の皆さまにもお力添えをいただきますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
3 番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

おはようございます。3 番山本です。通告に従いまして質問させていただきます。

高架下の土地の有効活用についてですが、本村は現在高規格道路の建設途中ですが、本村以西では既になさ上がっております。そこで気になっているのが、高架下には結構広い土地がフェンスで囲まれ、アスファルトを敷き、そのまま放置されている現状で、「もったいないな」と、「でも仕方ないのかな」と思っていました。有効活用ができるのではないかとも思っておりました。また、同じく思っている方も少なくないと思います。

そこで調べてみますと、近年では首都圏で高架下利用計画等検討会などがあり、有効利用されつつあるようです。申請されている高架下利用計画を見てみますと、駐車場、駐輪場、広場、公園、運動場、事務所、

店舗、倉庫、資材置場などがあります。

本村では、例えばですが、酒造場もありますので酒カフェとか、村民の憩いの場や公園、そして過去に幾度か一般質問にもありましたが、場所がなく実現していないスケートボード公園、これはぜひやるべきだと思います。そして、ドッグラン、ファーストフード店など、いろんな有効活用の選択肢があるのではないかと思います。

また、本村には2か所インターチェンジができる予定がありますが、インターチェンジの高架下は広さもあり、雨の日も利用できるのではないかと思います。そして、国道沿いにあることも景観のよい有効活用ができれば、本村のイメージアップや地域の活性化、そしてこれから東部へ延伸すると東部観光の発展の一助になる可能性もあります。逆の場合は、イメージダウンにつながるでしょう。

また、津波浸水区域である場所は、避難路の整備も必要となります。実現するには、行政が高架及び高架下土地所有者との仲立ちや、目的的なNPO法人、あるいは企業団を設立し管理する手法があります。

高架下の有効活用について、どのように考え、取り組んでいくのか伺います。

○ 仙頭 一貴 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

山本議員のご質問に土木環境課からお答えいたします。議員ご指摘のとおり、空間を有効活用するという考え方は重要であると認識しております。

高規格道路の高架下の用地につきましては、道路管理者が管理する用地であり、用地を借受けて利用する占有に当たっては、今、一般的には公共性の高いものであるとか、あと、占有した場合に有資格者による定期的な点検ができる、必要になるなど一定の条件もございますので、土佐国道事務所との協議が必要になります。

現在のところ、高架下の用地の利活用につきましては、具体的な計画はございませんが、高規格道路完成後の周辺の環境や利用状況、また場合によっては利活用を検討する周辺の地域の方々のご意見などもお聞きしながら、検討を考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

山本議員の質問に対しまして、一部課長答弁とも重複しますが私のほうからもご回答させていただきます。

課長からの答弁で申し上げましたとおり、高架下の利活用につきましては、道路管理者であります土佐国道事務所との協議が前提となり、占有の許可が必要となります。

高架下の用地の占有につきましては、道路構造や交通への支障のほか、まちづくり等の観点から総合的に判断することとされておりますが、現在の国の全体的な方向といたしましては、有効活用を推進していく方向にあるようでございます。

今回のご質問を受けまして、高知東部自動車道香南やすインターチェンジ付近の現場も見てみましたが、広いスペースもあり、うまく利用する方法がないものかという思いもしましたが、地域でのニーズがないことなども考えられます。また、道路管理者側からすれば、適正にその土地や道路施設を管理していく必要があるため、慎重に判断をせざるを得ない面があるのかもしれませんが。

また、議員提案の具体的な利用方法につきましては、現在の村の立場では明確な答えは持ち合わせておりませんが、仮に具体的な要望があった場合には、公共性の高さや、ほかに利活用ができる土地がないかといった点も踏まえまして、まず村として要望するかどうかを判断する必要があると思います。国が道路用地として買収した土地でございますので、一般的には個人や民間事業者への利用は難しいのではないかと考えております。公共的な目的の自治体からの要望に関しまして利用できるかどうかにつきましては、最終的には道路管理者の判断になるものと思われまますので、今後検討を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
3 番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

再質問させていただきます。

本村のイメージアップのためには、景観のよい有効活用が大事だと思います。先ほども言いましたが、イメージアップとなる、逆の場合はイメージダウンになると申し上げましたが、もしできるのであれば、借入れ希望者の使用用途などについても、高架及び高架下の土地所有者と検討するなど、そういうことは可能ではないでしょうか、伺います。

○ 仙頭 一貴 議長
松本村長。

○ 松本 巧 村長

山本議員の再質問にお答えいたします。

高架下の利用につきましては、県内でも活用の事例もございますので、今後どのような活用方法のニーズがあるかも検討する必要があると考えております。高規格道路の完成までには、まだまだかなりの時間がかかるものと思われますので、高規格道路の完成後の周辺の環境や地域の要望なども含めまして、今後検討を進めていきたいというふうに思います。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
5 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。5 番安岡公子、通告に基づいて質問いたします。まず、不登校児童・生徒支援のための環境整備について質問いたします。

県内の小中学校の不登校児童・生徒数は1000人当たり34.9人で、前年度から0.6ポイント増え、過去最高となったと報道されています。令和6年度に学校の外に開設された芸西村教育支援センターには、数名の登録があるが、現在そこに通っている児童・生徒はいないと聞いています。学校内のサポートルームへも行っていない子どもさんもいると聞いていますが、家庭で過ごしている場合、その児童・生徒の学習権は保障されていると言えるのでしょうか。学校内での不登校児童・生徒のサポートはどのような体制になっているのでしょうか。

また、現在の教育支援センターは何となく閉塞感があり、当事者にとっては利用しづらい面があるようです。環境整備などをする必要があるのではないのでしょうか。

不登校児童・生徒は全国的にも今後も減らないだろうと言われていています。現在進行している教育施設集約化事業の設計段階で、現場職員や専門家などの意見も聞き、校内サポートルームの配置を含む環境整備を行い、学校の中にも外にも、いつでも受け止めるから自由に来ていいんだよという心身の安定の場所をつくることが重要だと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、防災力強化の取り組みについて質問いたします。

昨年12月6日に村一斉防災訓練がありましたが、約190名の参加だったと聞いています。年々、防災訓練への参加率が下がっていると思われませんが、この状況をどう捉えているのでしょうか。訓練が部落ごとに決められた場所へ逃げることに画一的になっているのではないのでしょうか。サイレンが鳴ったら、まず身の安全を確保した上で、どこにいても近くの安全な場所に避難することへの徹底が必要ではないのでしょうか。家にいようが、畑にいようが、スーパーにいようが、それぞれに自分の判断できる、とにかく高台とか避難タワーなどへ逃げる。まず自分の命を守ることを最優先にして、次に移動できるようだったら避難所へ行くなどの行動をとることを徹底させることなど、村民への啓発方法をもっと検討する必要があるのではないのでしょうか。

また、村の放送にも、もっと緊迫感が必要だと感じます。12月の放送はサイレンが鳴った後、「これは訓練放送です」のアナウンスがゆっくりとした声で流れ、その後少しして、「こちらは防災芸西村です」が流れたと記憶しております。「地震だ、津波だ、そら逃げろ」というような緊迫感がありませんでした。

また、自主防災組織がなぜ弱体化しているのかの究明と立て直し策をどうお考えでしょうか。

次に、防災に関わって、これは産業振興課の管轄ですが、ブロック塀の除去について質問いたします。逃げる先の危険物をなくす取り組みで、避難路に接しているブロック塀の除去はまだまだ進んでいないと感じます。取り組みとして、例えば危険または通行の妨げになる箇所をマップに落とし、3年間とか5年間とかで一定の期間の目標を決めて達成を目指していく。住民に申請方法、工期、補助制度など、個別に訪問をし、ビラを配布するなどして知らせ促していくなど、机で待つのではなく、現場に出て行って住民と接して啓発することが大事ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○ 仙頭 一貴 議長

佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

安岡議員のご質問の不登校児童・生徒支援のための環境整備について、私からは現状についてお答えします。

教育支援センターは、本年度4月から正式に開設しました。現在、児童複数名の登録がありますが、5月以降、利用者がいない状況です。登録者のうち、現在教室に入れている児童もいますが、登校できていない児童もおります。

不登校児童・生徒については、本人、保護者と対話し、学びの方法を検討することとしています。学びの方法の具体例は、プリント学習や、1人1台端末を活用した授業配信、AIドリルの利用、必要に応じてノートのコピーや板書の写真を提供できるようにしております。

学校内での不登校児童・生徒のサポート体制は、支援会を行い、全教職員での情報共有に加えて、担任による家庭訪問を行っております。不登校傾向の児童・生徒については、校内サポートルームや保健室等、生徒の状況に合わせた学びの場を設けるようにしております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談や、学年教員や養護教諭による心理的サポートに加えて、定期的な校内支援委員会だけでなく、日々職員で情報共有を行い、個に応じた学習支援や心理的サポートに努めるとともに、他の生徒と安心して交流できるよう、特別活動等を通じた取り組みを行っております。

現在の教育支援センターは、利用する児童が歩いて給食を食べに行ける距離にあります。また、図書館も近くにあるため、図書館を利用した読書も活動メニューになっており、学校に足が向きにくい子どもが通う場所として、学校に近過ぎず遠過ぎずの場所にあり、適切な位置にあると考えております。

教育施設集約化事業における教室の配置については、設計段階で教員を含めた専門家の意見も聞きながら、校内サポートルームの配置を含めて環境整備に取り組んでまいります。

○ 仙頭 一貴 議長

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

おはようございます。安岡議員の防災力強化の取り組みについて、担当課からお答えさせていただきます。

防災訓練への参加者についてですが、令和5年度は約220人、令和6年度は約200人、令和7年度は約190人と減少傾向が続いており、コロナ禍前の令和元年度の約490人と比較すると大幅な減少となっております。これはコロナ禍において数年間防災訓練が実施できなかったことによる、訓練に参加する習慣が途絶えたことや、高齢化による参加困難となったことなどが原因として考えられ、防災意識の低下を危惧しており、対策が必要であると認識しております。

次に、避難場所の画一的、近くの安全な場所への避難についてです。部落ごとに同じ指定緊急避難場所や指定避難所に避難することとしている理由は、逃げ遅れや行方不明者の早期把握、また家庭内で集合場所を

決める際の目安となるためです。訓練では、各部落で避難した後、資機材の点検などを行っている部落もあり、現在のやり方を大きく変える予定はありませんが、議員ご指摘のとおり、大規模地震は場所や時間を選ばず発生するものであり、発生時に自宅や指定の場所にいるとは限りません。まずは命を守ることを最優先に、その場から最も近い指定緊急避難場所などへ速やかに避難していただくことが重要です。こうした意識の徹底を図るため、ハザードマップの全戸配布を通じて、村内の避難場所や浸水想定区域について改めて周知してまいります。

村民への啓発方法については、避難訓練当日の放送について、訓練であることを知らせるにとどまっていることは認識しております。そのため、訓練のお知らせについて、実際の緊急放送に近い臨場感、緊迫感のある表現を取り入れることが、村民の防災意識の向上と訓練参加者の増加につながるものと考えております。今後については、防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）などを活用し、訓練への参加意識を高める情報発信の在り方についても併せて検討してまいります。

次に、自主防災組織がなぜ弱体化しているのか、立て直し策をどう考えているかについてです。リーダーとして活動される方が不在となったことや、高齢化によって活動ができなくなっていることなど、さまざまな原因が考えられますが、自主防災組織の弱体化というよりは、地域コミュニティの弱体化と捉えています。自主防災組織はあくまでも地域住民の自主的な組織であり、各地区の考え方や取り組みが尊重されるべきものでありますが、行政としても、地域の防災力向上は重大な問題として認識しております。今後は各地区との意見交換の機会を設け、現状把握を努めるとともに、訓練方法のほか、備蓄品の確認や資機材の点検について適切な助言・支援ができるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

安岡議員のブロック塀除去に関するご質問について、地震対策事業の担当課としてお答えいたします。

平成 25 年度から、地震発生時のブロック塀倒壊などによる被害の軽減を目的に、危険性の高いブロック塀の除却や安全対策について補助しております。過去 5 年間の実績は、今年度を含めまして、今年度が 5 件、昨年度が 4 件、令和 5 年度が 3 件、令和 4 年度が 2 件、令和 3 年度が 5 件と、毎年 4 件程度となっております。

制度の周知につきましては、村広報をはじめホームページ、部落長会の際に、住宅耐震事業と併せてお知らせしております。

村内の危険な注意すべきブロック塀の箇所は、津波避難マップに記されていることから、おおむね把握できるようになっております。

これまで、エリアを決めて担当職員による戸別訪問や高知県南海トラフ地震対策課地域本部とともに巡回訪問をしておりましたが、年度当初に見込んだ件数ほどは取り組めておりませんでした。

議員ご指摘のとおり、地震対策を進めるためには、机に向かって待つのではなく、現地へ出向き対策を働きかけることも大事であると考えております。

ブロック塀対策事業の来年度予算は 10 件分を計上しておりますので、達成できるよう巡回数や訪問件数を増やすなど地域に出向き、案内文の送付やチラシの投函のほか、説明などにより、所有者に対策を働きかけ、ブロック塀対策件数の増加に努めてまいります。

○ 仙頭 一貴 議長
5 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

再質問いたします。まず、不登校児童生徒のための環境づくりについてです。

先日、香南市立教育支援センター森田村塾を見学する機会がありました。森田村塾では、学校から少し離れた場所にあり、前が広場で南向きの一軒家でした。天井が高く、学習室のほかに、ふれあいルーム、調理室、ホール、相談室を備えており、ホールでは卓球・バドミントンができ、市立図書館との連携で本棚が設

置されていました。給食も配送されていました。ところどころにソファと毛布が置かれていて、いつでも休息できるというようになっており、近くには運動場も整備されていました。

学校の教室、校内サポートルーム、森田村塾の3つの連携と複数の専門スタッフによる手厚いサポート体制により、安心できる居場所づくり、自己決定を基にした支援、絆づくり。そこからの活動意欲を引き出し、自立へとつなげ、いろんな心の葛藤を乗り越えて再生させていく取り組みがなされていました。

本村とは人口規模も予算規模も違い、比較の対象にはならないということは承知の上ですが、私としては、市町村の取り組みにこんなにも違いがあるのかと、かなりの衝撃を受けたことでした。

現在、不登校の子どもさんを抱えている家庭は、受け入れられなくて落ち込んでいる人、試行錯誤を繰り返しながら過ごしている人、投げやりになりそうになっている人、自由がなく先が見えない不安やむなしさ、鬱屈した気分の人など、一人ひとり違うさまざまな状況の中で生活しています。残念なことに不登校児童・生徒はこれからも減ることはないと言われています。それは学校が楽しくない、学校に行って自己肯定感が感じられない、息苦しい、周りに対して過敏になり過ぎるなど、いろんな理由があると思われていますが、家庭とともに悩みながらも前向きに生きている人たちがいます。

高知県第3期教育大綱・第4期教育基本計画基本方針Ⅱは、『高知県』の子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進」が定められています。

本村が打ち出している教育支援施策の中でも、教育支援センターの存在は明記されています。本村においても、全ての子どもたちの学習権を保障し、安心・安全に過ごせる学校にするために、今後の教育施設集約化事業の中に、校内のサポートルームの設置と、校外の教育支援センターの環境整備の取り組みが重要になってくると思います。要は、熱意・人員・予算だと思うのですが、お考えをお聞かせください。

次に、防災力強化についてです。12月の防災訓練では、日曜日だったので家にいる家族が多かったと思われます。親子で避難が少なかったのではないかと感じました。逃げない大人を見て育つ子ども、訓練だから逃げなくても大丈夫、この考えが被災者を生むことにつながると考えます。

保育所、幼稚園でも小中学校でも、防災教育・防災訓練は行われています。2月16日に行われた芸西小学校での防災イベントのチラシ。

[安岡議員：チラシ提示]

これが、配られました。これ、すごく視覚に訴えるチラシです。このチラシを見たある村民は、「村がやると思ってよく見たら小学校6年生からのものだった。参加してみたら、四つのグループに分かれて、よく調べて勉強もしており、感心した」と言っておりました。私も参加していましたが、子どもたちの調査力・行動力を感じ、子どもたちが防災教育で培ったもの、大人と一緒に考える、逃げる防災につなげていくことができれば、防災力の強化に間違いなくつながると思ったことでした。

自分の命は自分で守る、主体的な村民を育てるために、小さい頃からの防災教育、子どもが大人を巻き込み家族みんなで考える防災、子どもと大人をつなげる防災の取り組みへのお考えをお聞かせください。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

山内教育長。

○ 山内 将利 教育長

安岡議員の再質問にお答えします。

教育支援センターは、不登校児童・生徒の学びを保障し、社会的自立につなげていく上で極めて重要な役割を担う場であることを認識しております。また、学習支援や体験活動などにおける人との関わりを通して自己肯定感を育みながら、社会とのつながりを深めていく大切な場でもあると考えております。

現在の場所は、図書館が隣にあり、利用する児童・生徒にとって便利な環境にあるといえます。また、教育委員会事務局にも近く、事務局職員がサポートできるというメリットがあります。一方で、議員ご指摘のとおり、奥まった場所にあることによる閉塞感や日照時間の短さは懸念材料であるとも言えます。学校からの適度な距離で今よりもよい環境の場所がないか検討してまいります。

不登校児童・生徒への対応及び教育施設集約化事業における校内サポートルームを含めた環境整備につきましては、次長答弁のとおりです。今後も、全ての子どもたちの学びを保障するという観点に立ち、教育支援センターの環境整備を進めながら、児童・生徒それぞれの居場所づくり、さらには学習面・心理面でのサ

ポート体制の充実に熱意を持って取り組んでまいります。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

安岡議員の再質問に担当課よりお答えいたします。

本村の保育所・幼稚園・小学校・中学校では、それぞれの年間計画に基づき防災訓練を実施しており、保育所・幼稚園では親子参加による避難訓練を実施するなど、子どもと保護者が一緒に防災を体験する機会を設けております。一方で、地域の防災訓練への参加状況については減少傾向にあるのが現状でございます。

大人を巻き込むというのは大変有効な取り組みであると考えます。子どもが学校で学んだ防災の知識や体験を家庭に持ち帰り、保護者と防災について話し合うことで関心を高め、親子で地域の防災訓練に参加するという流れをつくることができると考えます。これにより、これまで訓練に参加しにくかった子育て世代の保護者層にも参加の場を広げることができると考えます。

今後は、住民が参加しやすい訓練内容や実施方法を工夫しながら、教育委員会・学校・防災担当が連携し、子どもと大人をつなぐ防災の取り組みを充実させてまいりたいと思います。

○ 仙頭 一貴 議長
松本村長。

○ 松本 巧 村長

安岡議員のご質問に対して、担当課長から詳細なご説明をさせていただきましたが、私のほうからも防災力強化に関する村としての基本的な考え方を述べさせていただきます。

南海トラフ巨大地震の発生確率が高まる中、沿岸部に位置する芸西村にとりまして、津波被害への備えは村民の命に直結する最重要課題であります。「自分の命は自分で守る」という自助の精神を基本としながら、地域でお互いに助け合う共助の力を高め、そこに行政による公助が加わることで、初めて実効性のある防災体制が整うと考えております。

議員ご指摘の防災訓練参加者の減少や自主防災組織の弱体化は、村全体の防災力の低下に直結するものであり、大変憂慮しております。コロナ禍という特殊な事情があったとはいえ、その影響が長引いていることは否定できません。行政としまして、地域の皆さんが訓練に参加しやすい環境づくりや防災意識を高めるきっかけとなる取り組みを、これまで以上に積極的に推進していく責務があると感じております。

自主防災組織につきましては、自主的な組織であるという性格上、行政が過度に介入することは適切でないと考えておりますが、一方で地域の防災力を支える重要な基盤でもあります。各地区の実情に寄り添いながら、必要な支援や情報提供を行い、組織の活性化につながるよう連携を深めてまいります。

また、子どもと大人と一緒に防災を考え訓練に参加することを、村全体に根づかせることが、力強い地域防災につながるものと確信をしております。今後につきましては、教育委員会・学校・防災担当が一体となり取り組んでまいりますので、議員の皆さまをはじめ地域の皆さまのご協力をよろしくお願いをいたします。

○ 仙頭 一貴 議長
暫時、休憩します。

[休憩 10 : 00]

○ 仙頭 一貴 議長
休憩前に引き続き、会議を開きます。
1 番堀川友久君。

[再開 10 : 10]

○ 堀川 友久 議員

1 番堀川です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

9 月定例会で質問させていただきましたが、今、村にとって村外の方に対し村の魅力をアピールすること

が大事だと思い、9月定例会で一つの案として道の駅のことについて提案させていただきました。

村の基幹産業の農業だけではなく、移住人口などの増加を目指すための今後の施策を執行部・議会がともに考えていかなければならないことだと思います。なかなか簡単なことではないと思いますが、冒頭で私が話をさせていただいた道の駅などを踏まえ、行政としてはそれ以外でも何か展望があればお聞きしたいと思います。

○ 仙頭 一貴 議長

池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

堀川議員のご質問について、企画振興課からは、人口減少対策総合交付金を活用するなどして行っている取り組みについてお答えします。

特に子育て支援に力を入れており、若者世代が安心して暮らし、子育てできる環境づくりを進めることで、移住定住の促進や人口流出抑制につなげていきたいと考えております。

本年度は、出産祝い金、給食費無償化、奨学資金返還助成、住宅取得費用の補助を開始いたしました。来年度は、こども家庭センターの開設や高校生の通学費とチャイルドシート等購入費用の補助額拡充を予定しております。また、インスタグラムを活用したPRや、子育て施策に特化したパンフレットの配布を引き続き行っていきます。

そのほか、若い世代の交流・出会い・結婚を支援するため、結婚に伴う引っ越しや家賃、リフォーム費用を補助するための結婚生活支援事業や、ふるさとでの交流を深めるための同窓会費用を補助する同窓会応援事業も開始する予定としています。地元を離れている若者が村内で交流する機会をつくり、将来的なUターンにつなげていきたいと考えております。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

堀川議員のご質問に対して私のほうからお答えをさせていただきます。

活力ある村づくりのためには基幹産業である農業の振興が重要であるという認識は変わりはありませんが、今後の人口減少社会を迎え、村の魅力を高めて、多くの方に芸西村に訪れてもらえるよう、多くの人に芸西村に住んでももらえるよう進めていくことは大変重要であります。

現在、特に若者に住んでもらうために、さまざまな子育て支援や住宅施策等に取り組んでおり、現在進めている事業内容につきましては、先ほどの課長答弁のとおりでございます。しかし、人口減少対策の取り組みは、短期的に目に見える事業効果を得ることは難しいため、継続した取り組みや、必要に応じて事業内容の見直し等も必要であると考えております。また、人口を現実的にこれから増加させることは容易ではなく、人口減少幅をいかに小さくするかに主眼を置く必要があると考えております。

堀川議員からは、昨年9月に、村の魅力をアピールするための、道の駅整備に関するご質問をいただいております。9月定例会の時点では今後検討していきたいと答弁をさせていただいたところです。しかし、今のかっぱ市が手狭なこともあり、村の魅力や特産品をもっと広く発信できる拠点を整備したいという構想は以前から持っており、役場内での検討も行ってきたところでございます。

結論から申しますと、今議会に提案の令和8年度一般会計当初予算に計上させていただいております情報発信拠点用地購入費が、今後の施設整備を進めるための用地費となるものです。

以前、議員の皆さまにも、施設整備に向けた思いや立地場所や条件面についてご相談をさせていただいておりましたが、地権者との調整が整い、事業実施に向けた用地購入のめどが立ちましたので、今回の予算計上をさせていただいております。

現在の位置づけを村の情報発信拠点施設としているのは、道の駅という計画を、関係する省庁等に何も相談をしていない状況であります。道の駅として登録するためにはさまざまな条件などもありますので、現時点ではあえて道の駅という表現を控えておりますが、最終的には登録を目指していきたいと考えております。

今後の事業の推進につきましては、国や県への協議や全体構想の検討、事業計画の策定など、かなりの期間を要するものと考えております。事業費もかなりの金額が必要となりますので、十分な議論を重ね、多くの方に訪れてもらえる魅力的な施設となるよう検討を重ねていきたいと考えております。

また、情報発信施設整備以外でも、村の人口減少対策や活性化に向けた取り組みが必要であり、令和8年度にはふるさと納税クラウドファンディングによる施設整備も完成の見込みですので、新たな企業誘致等の取り組みも今後進めていきたいと考えております。

○ 仙頭 一貴 議長
1 番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員
再質問させていただきます。課長、村長答弁ありがとうございます。
いろいろ村をアピールするための施策があることが分かりました。しかし、高規格道路が日々工事も進んでいる中、このままでは通り過ぎる村になっていくのではないかと思います。もちろん村民の方に広報することも大事ですが、村外の方にももっとアピールしていくことで、移住人口など増やすこともすごく大事になってくると思います。なかなか難しいことだと思いますが、構想も決まれば早め早めに周知していくことで、村内外の方にアピールできるのではないかと思います。村長の考えをお聞きます。

○ 仙頭 一貴 議長
松本村長。

○ 松本 巧 村長
堀川議員の再質問にお答えさせていただきます。
情報発信施設整備の計画につきましては、地権者との調整が整いましたので、今回ご説明させていただきましたが、施設整備等の事業につきましては、特に新たな用地の購入が必要な場合には、用地取得のめどが立っていない時点で事業計画を広く周知していくことは、関係する地権者にとっても不快な話でありますし、慎重にならざるを得ない部分もあります。
今回、用地のめどが立ったので予算計上と具体的な計画の話をさせていただいておりますが、道の駅という表現につきましても、先ほど答弁させていただきましたように、関係機関に何も相談していない状況でありますので、あえて控えておる状態ですので、その点をご理解いただきたいと思います。
なお、今回進めている事業のほか今後進める事業につきましても、正式なお話ができる時期になりましたら、議員の皆さまを含め、村内外問わず、可能な限り早くお知らせして事業が円滑に進むように、また村の魅力のアピールできるように努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 仙頭 一貴 議長
6 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員
6 番西笛千代子です。通告に従いまして一般質問をいたします。
昨日はくしくも15年前に東日本大震災によって未曾有の大災害が起こった日でありました。南海トラフ大地震が30年以内に起こる確率が60%から90%と言われており、高知県も大災害が起こりうると思えなければなりません。
まず、大規模災害時の初動対応と備蓄品についてお伺いいたします。
ある市民講座の排泄と防災についての講座を聴講させていただいたとき、真っ先に見せられたのは、能登半島地震後の輪島市・七尾市の避難所の通常使っていたトイレの汚物にまみれた複数の写真でした。防災に関する報道などでは、災害後のトイレ問題を見聞きはしておりましたが、自分事になっていなかったのが正直なところでした。避難所生活で問題となった設備は、トイレと暖房が実に70%を超えているとの報告でした。

地震が起こったら命を守ることは最優先です。まずは一次避難所まで逃げる。その後、避難所に行くことになるかと思えます。そのときに真っ先にすべきことは、通常使用している避難所の水洗トイレを使用しないようにすることだと、この講座で学びました。人は食べることは少々我慢できますが、排泄は待たないです。すぐに仮設トイレ・携帯トイレの準備をする。それと、自宅の水洗トイレは下水道管の確認ができてから使用することを、住民の皆さんに周知徹底させる重要性を強く感じました。

避難所運営マニュアルの初めのほうのページに、すぐやることという項目がありますが、避難所の通常使っている水洗トイレの使用禁止は載っておりません。これは初動対応において優先的にすべきことだと考えます。

次に、避難所の備蓄品ですが、昨年12月6日に行われた村内一斉防災訓練の後の避難所開設訓練に参加したときに気づいたことです。参加していた住民のお一人も障害のあるご家族がいるとのことで、「ベッドがあるのは助かるけれど1人では起き上がれない。手すりがあればいいのだけれど」とおっしゃっていました。介護の必要な住民の方や高齢者の方には、ベッドの手すりトイレの手すりが必要であると考えます。備蓄品として用意はできないでしょうか。

次に、防災組織の備蓄品についてお伺いします。備蓄品の中に消火器がある防災組織が多く見受けられます。リストを調べたところ、全体で105本あり、購入時期は平成27年・28年でした。私の住む地区でも消火器がありますが、現に使用期限が切れております。一般的な消火器の使用期限は10年ぐらいだと聞いております。ほかの地域の消火器も使用期限が切れるか、間もなく切れるかだと思っております。担当課に問い合わせたところ、回収はまとめてしているが、回収費用が1本1100円かかるとのことでした。購入費用には県の補助金が使えそうですが、地区の負担をなくすためにも、回収して購入の場合には、回収費用を村が全額補助はできないでしょうか。

次に、防災訓練についてお伺いします。先ほど同僚議員の質問と重なる部分があるかもしれませんが、お許しください。コロナ禍以降、防災訓練に参加する住民の方がめっきり少なくなったように感じます。昨年12月の防災訓練も参加者が非常に少ないように思いました。一時避難所まで行かれた方はいましたが、こちらも少ないようでした。

災害時に大事なことは、経験から動くことだと思います。住民の方お一人お一人がやるべきことを理解し、行動に移せるスキルを持つことが必要だと感じます。避難所開設訓練に参加してみて、見聞きするだけではなく、訓練を重ねていくことや、何をすべきかを考えること、何が必要であるかの確認などの重要性を強く感じました。そのためには、多くの住民の方を巻き込んだ防災訓練が必要だと思います。

先ほどのトイレ問題も、広報するだけでは伝わらない、試しにやってみないと分からないことがあります。倒壊を免れた家であれば、水洗トイレの水道栓を閉めタンクの水を流し、便器に水がない状態にして、トイレ用シートを使えば使用できます。今は備蓄用品に便利なものがたくさん販売されております。

ではどうやったら多くの住民の人たちに参加してもらえるのでしょうか。行ってみたいと思わせる訓練とは、私がお考えに、自主防災組織はもちろんのこと、老人クラブ、女性組織、子どもたち、保護者などと連携して行うやり方はいろいろあると思いますが、楽しいこととおいしいものがあれば人は興味を示すと思うのですが、何かのイベントとコラボレーションさせるとか、たくさんの人に防災を自分ごとで捉える防災訓練は必要不可欠であると考えますが、今後、本村ではどのような形で防災訓練を行うのかをお聞きします。

トイレで始まりトイレで終わりますが、質問は以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長
西笛議員のご質問に担当課からお答えさせていただきます。

まず初動対応についてですが、発災時に配管や下水管が破損したまま水洗トイレを使用いたしますと、排せつ物があふれ、衛生環境の復旧に長期間を要することとなります。そのため、便器の安全確認及び水洗トイレの使用が確認できるまでの間は、使用禁止とすることが大変重要であると認識しております。

今後の取り組みにつきましては、避難所及び災害拠点となる施設につきましては、トイレ内に「災害時は使用禁止」とする張り紙などをあらかじめ配置するとともに、トイレ処理セットを事前に設置するなど、必

要な対策を講じていきたいと考えております。

また、各家庭における水洗トイレの使用につきましては、発災時に使用してはいけないことを知らない家庭も一定数いらっしゃると思われまますので、簡易トイレや携帯トイレの備蓄の推奨と併せて、発災時の水洗トイレの使用について、広報誌などで広く周知を図ってまいりたいと思います。

次に、避難所における障害者や高齢者の方への対応についてですが、避難所における簡易トイレにつきましては、付属品に手すりが含まれているものがありますので、これを活用してまいりたいと思っております。また、既存の便器につきましては、場所によって手すりが設置されている箇所とそうでない箇所がございます。ベッドにつきましては、現在、段ボールベッドの使用を想定しておりますが、起き上がりや移動を補助するための補助用具の備蓄は現状では整備しておりません。今後は県の補助金などを活用しながら、トイレの手すりの設置や補助用具の備蓄を検討してまいりたいと思っております。

備蓄品の消火器についてですが、地域によっては平成27年・28年に購入したものが使用期限を超えているケースがあることは認識しております。現在、村に消火器の廃棄のみをご依頼いただいた場合には、手数料を頂いた上で処分業者に引き渡す対応をとっております。

廃棄処分のみの場合には補助金の対象とはなりません。廃棄と同時に新たな消火器を購入し入れ替えを行う場合は補助金の対象となりますので、対象要件となる組織については、資機材の再整備として検討していただければと考えております。なお、廃棄処分費用の村単独補助につきましては、引き続き検討してまいりたいと思います。

続いて、防災訓練についてと自主防災組織との連携についてですが、防災訓練については、先ほど安岡議員にお示ししたとおりでございます。

自主防災組織との連携につきましては、現在、年1回の自主防災組織連絡協議会を開催しておりますが、今後は村の一斉避難訓練に合わせて、訓練の前に再度お知らせすることや、意見交換の機会を設けていきたいと考えております。

また、災害時、住民の命を守る共助の核となるのは自主防災組織ですので、行政と地域の連携を強化するため、子どもから大人まで防災に関心を持っていただけるよう、地域の団体などが開催するイベントなどに行政として支援を行い、自ら守る意識の醸成に努め、日頃から防災を自分事として捉えていただくことが、いざというときの危機回避や危険予知につながるものと考えております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
6番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

再質問させていただきます。令和6年の3月議会におきまして、防災訓練の質問をさせていただきました。当時、防災の担当である総務課の課長をなされていまして、現在首長となった松本村長の防災訓練についてのお考えをお聞きいたしまして、再質問とさせていただきます。

○ 仙頭 一貴 議長
松本村長。

○ 松本 巧 村長

西笛議員の再質問にお答えします。西笛議員からは大規模災害時の初動対応と備蓄品について、また防災訓練についてご質問をいただきました。それぞれ担当課長からご答弁させていただきましたが、私のほうからもお答えをさせていただきます。

南海トラフ地震の発生が懸念される中、発災直後の初動対応の重要性は言うまでもなく、特にトイレ問題は能登半島地震においても大きな課題として浮き彫りになりました。議員ご指摘のとおり、水洗トイレの使用禁止の周知は、村民の衛生環境を守る上で欠かすことのできない取り組みであると認識をしております。

また、避難所における高齢者や障害者の方への配慮につきましても、補助用具の整備は急務であると考えており、補助金等を最大限活用しながら、誰もが安心して避難生活を送れるよう、環境整備を進めてまいりたいと思います。

防災訓練と自主防災組織の連携につきましては、地域の防災力向上が村全体の安心安全につながるものであり、行政が積極的に関わりを持ちながら、地域の実情に応じた支援を行ってまいります。また、自主防災組織連絡協議会や意見交換の場を充実させ、地域と行政が一体となった防災対策の構築に努めてまいりたいと思います。また、防災訓練につきましては議員のご指摘のように近年参加者も減っておりますので、参加方法や周知の方法につきましても今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

4 番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

4 番濱田です。通告に従いまして、災害対策関連で大きく 2 点質問させていただきます。

まず、事前復興計画についてお伺いします。以前の質問でも申しましたが、事前復興は、防災対策・減災対策と並行して行うものとされており、できるだけ早期に取り組むべき重要なものであります。

本村の事前復興計画につきましては、策定に向けた業務委託を本年度に実施し、復興計画に関する協議会を開催するなど、取り組みは一定進んでいるものと認識しております。そこで事前復興計画策定に向けての今後のスケジュール及び具体的な取り組みについてお聞きします。

次に、非常食について 3 点ほどお伺いします。まず、食における要配慮者についてです。災害等の有事の際の食料品については、一定量を備蓄しているご家庭も多くなってきていると認識はしておりますが、やむを得ない事情により避難所生活となる場合には、十分な支援物資が届くまでの間は、自治体による備蓄に頼ることになります。本村においても 3 日分程度は確保していると聞いております。しかしながら、通常の食が食べられず配慮が必要となる人がいることも実態であります。

例えば、乳幼児、高齢者、アレルギー、信仰による食の制限などが食における要配慮者と言われております。このうち、乳幼児、高齢者、アレルギーにつきましては、一定の配慮がなされているものと承知しておりますが、信仰による食の制限、食のタブーについてはどうでしょうか。例えば、世界的に信仰人口が多いイスラム教徒、いわゆるムスリムは中東地域のみでなく、インドネシアやパキスタンなどのアジア地域にも約 11 億人の信者がいると言われております。インバウンドや技能実習等で、国内のムスリム人口は相当数に上ると言っても過言ではないと思います。彼らには、ハラールという口にするもの、身につけるものに対して大変重要な基準があり、ハラールの認証を受けていないものは一切口にしません。現状では厳しいかもしれませんが、ハラール認証済みの非常食など、彼らについても一定の配慮が必要ではないかと考えます。

次に、栄養面についてです。東日本大震災以後、栄養面についても非常に重要になってきております。簡易食品が多くなりがちな非常食でも、栄養面も考慮する必要があります。厚生労働省からも、避難所における栄養の参照量というものが提示されております。

次に、備蓄方法についてです。近年、自治体では備蓄方法を固定備蓄から流通備蓄へと切り替える動きがあるようです。流通備蓄とは、業者から直接食料を避難所等に運んでもらう方法ですが、交通インフラが遮断されたとき、流通備蓄がどれぐらい機能するかも考える必要があります。

以上のことについて、現状と課題、今後の取り組みについてお聞きします。

○ 仙頭 一貴 議長

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

濱田議員のご質問に担当課からお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、事前復興は防災・減災対策と並行して取り組むべき重要な課題であり、できるだけ早期に進めるべきものと認識しております。

本年度の取り組みといたしましては、県の高知県事前復興まちづくり計画策定指針に基づき、関連計画との整合を図るための作業や、産業構造・地理的条件などの村の現状分析を行い、課題の抽出を行いました。また、事前復興まちづくり計画を幅広く協議する場として、庁内職員・民間団体・住民で構成される復興まちづくり協議会を立ち上げ、専門的な見地からの助言をいただくアドバイザーにもご参加いただき、2 月に

第1回の協議会をスタートさせたところです。

今後の取り組みといたしましては、まず計画対象地域の選定や復興組織案、復興手順の作成等を検討し、計画案を作成してまいります。計画対象地域の選定に当たっては、本村の津波被害エリアの想定や活用できる土地の有無なども踏まえながら検討を進める必要があると考えております。計画案が一定まとまった段階では、住民説明会を複数回開催し、村民の皆さんから幅広くご意見を徴収するとともに、頂いたご意見を計画に反映した上で、最終的な計画を作成する予定としております。

スケジュールにつきましては、復興まちづくり協議会における協議の深まりや、住民説明会でのご意見の内容によって変動することも想定されますが、できる限り早期の完成を目指しております。なお、事前復興計画には完了はなく、防災・減災対策と同様に継続的に見直しを重ねていくものと認識しております。引き続き、専門家や地域住民の皆さまとともに丁寧に協議を重ねながら、計画策定に向けて取り組んでまいります。

続きまして、非常食についてですが、非常食の備蓄につきましては、令和3年に県が策定した備蓄方針に従い対応しております。3日分の物資は個人備蓄を原則としておりますが、家屋の流出等でやむを得ない事情により物資が不足する方に対しては、村や県の公的備蓄及び流通備蓄を組み合わせることにより、必要な物資の供給体制を整備しております。

具体的な対応といたしましては、発災後1日目は県と村の公的備蓄で対応し、2日目から3日目にかけては公的備蓄と流通備蓄を組み合わせ対応したいと思います。4日日以降については、国などからのプッシュ支援が想定されております。流通備蓄については、村内の小売業者など5社と災害時の物資の供給に関する協定を締結しており、発災後早期の段階から民間の流通網も活用した物資供給が可能な体制を整えております。

また、村の備蓄品の保管場所につきましては、村内7か所に備蓄倉庫を整備しており、県の備蓄方針における市町村が最低限備蓄すべき7品目をはじめとして、避難生活において必要となる物品の3日分を確保しております。また、3か所の津波避難タワーにも飲料水や毛布などを備蓄しております。

続いて、食における要配慮者への対応といたしましては、一般避難者向けには、県が発表している想定避難者数に対して3日分の食料を原則アレルギー対応食品で購入しております。乳幼児への対応としては、粉ミルクや液体ミルクを村内の乳児数の3日分を確保しております。また、高齢者などの噛む力や飲み込む力が弱い方に向けては、ミキサー粥を備蓄しており、避難所においても食事に困ることのないよう配慮しております。

宗教上の配慮が必要な食品については備蓄しているわけではありませんが、一定程度食事が可能なものがあると認識しております。

栄養面につきましては、主食となるアルファ米や缶入りパンに加え、缶詰のおかずや野菜ジュースを備蓄しておりますが、長期の避難生活を想定した場合、栄養バランスが十分とはいえない面もあります。

今後については、多様な食の背景を持つ方々が安心して避難生活を送ることができるよう、備蓄内容の在り方についても検討してまいります。

現状の課題といたしましては、まず発災時に備蓄物資を各避難所へ配送するための車両や人員、配送ルートの確保が混乱なく機能するかどうかという点が挙げられます。大規模災害時には道路の損壊や交通渋滞なども想定されることから、複数の配送ルートや手段を事前に検討しておくことが重要であると考えております。また、今月末に県の被害想定の見直しが発表される予定であり、想定避難者数が増加した場合には追加の備蓄が必要となり、現状では備蓄倉庫の空きがあまり多くない現状であることから、スペースの確保や備蓄倉庫の増設についても検討しなければならないと考えております。

これらの課題に対応しながら、村民の皆さまが安心して避難生活を送れるよう、引き続き備蓄体制の充実に努めてまいりたいと思います。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
4番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員
丁寧なご答弁ありがとうございました。

改めて申し上げます、事前復興計画に完了はありません。防災対策・減災対策も同様です。十分な調査と最新の情報収集はもとより、村民の皆さんとの話し合いを重ねながら、より有効な災害対策を行い、来るべきときに備えることが何よりも重要です。

また、食における要配慮者について質問しましたが、いずれにしても、有事の際ですので、わがままを言うな、特別対応は不公平などの意見があることも十分承知はしております。

最後に、村長のお考えをお聞きし、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 仙頭 一貴 議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

濱田議員のご質問にお答えをいたします。議員からは、事前復興計画と非常食についてのご質問をいただきました。詳細につきましては、ただいま担当課長から答弁させていただいたとおりでございます。

南海トラフ巨大地震は、いつ発生してもおかしくない状況にあると言われており、本村においても甚大な被害が想定をされます。防災・減災対策はもちろんのこと、大規模災害が発生した際に、いかに早期に村民の皆さまの生活を立て直し、村の復興を成し遂げるかということは、行政として重要な責務の一つであると認識しております。

本年度、復興まちづくり協議会を立ち上げ、委員が一堂に会して協議をスタートさせたことは大きな一歩であると受け止めており、この協議会を通じて、村民の皆さまが復興の姿を考えていただける場とするとともに、行政としてもしっかりと計画策定を支えてまいりたいと考えております。

本村の浸水エリア、土地の利用状況、また基幹産業である農業・施設園芸の復興をどのように描くかなど、本村の固有の課題は多岐にわたりますが、専門家の意見はもちろんのこと、村民の皆さまのご意見を丁寧に伺いながら、村民の皆さまが住みなれた土地で希望を持って生活を続けられるよう取り組んでまいります。

非常食につきましては、備蓄品は一定量は確保されていると考えておりますが、災害はいつ、どのような規模で発生するか、また実際にどれだけの方が避難所にお越しになるかは、事前に正確に予測することは非常に難しく、発災時の避難所運営は非常に厳しい環境になると予想しております。そのような状況の中で、村民の皆さま一人ひとりが安心して避難生活を送ることができるよう、備蓄体制を継続的に充実させていくことが行政の重要な責務であると認識しております。

特に食における要配慮者への対応につきましては、乳幼児や高齢者、アレルギーをお持ちの方、また宗教上または信仰上の理由により食べることができる食品に制限がある方など、さまざまな背景を持つ方々が避難所においても食事に困ることがないように、引き続き備蓄内容の充実を図ってまいりたいと考えております。現時点では十分とは言い切れない部分もございますが、多様なニーズに応えられる備蓄の在り方について、今後も検討を進めてまいります。

村民の皆さまが安心して避難生活を送ることができるよう、引き続き備蓄体制の充実に取り組んでまいります。議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会します。

[10:46 散会]